

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

成田市資源回収協同組合・成田市リサイクルプラザ

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 平成 19 年度事業計画案まとまる
特集 **4** 新時代に沿った中央会活動指針・行動計画が取りまとめられる
施策 **6** 中小企業地域活用プログラムポータルサイト「地域資源活用チャンネル」の開設
組合 Q&A **8** 中小企業等協同組合法等
視点 **10** いま、地球は怒っている！
ご案内 **12** 県制度融資の制度改正について
連携リーダー **13** 成田市資源回収協同組合
景況 **14** 情報連絡員報告（3月）
お知らせ **15** 平成 18 年度組合設立指導状況

2007

5



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

平成19年度事業計画案まとめ

本会は、3月22日千葉市内で開催された平成18年度第3回理事会において、今月25日に開催される通常総会に上程される議案の収支予算の原案が決定された。以下は、その骨子。

事業計画(案)

基本方針

日本経済は、大企業を中心に景気回復過程にあるといわれているものの、中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況にある。

中小企業連携組織に対する施策は、都道府県の裁量に任ざれており、地域間格差が発生し全国統一的な支援策の展開が困難な状況となっている。

中小企業連携組織は、中小企業の経営合理化・高度化、取引条件の改善、資金調達の円滑化、経営革新、人材養成、研究開発等に大きな役割を果たすとともに、中小企業政策の受け皿としても機能してきた。今後においても、これらの役割・機能は重要であり、地域

経済と中小企業がおかれている閉塞的な状況を打破するために、その本領を発揮することが求められている。

本会は、中小企業と中小企業連携組織のニーズを的確かつ真摯に受け止め、中小企業連携組織の更なる飛躍と発展のため、「中央会活動指針・行動計画」を独自に策定し、積極的な事業活動を展開することとする。

- I. 既存の中小企業組合の支援強化
 1. 中小企業組合に対する経営環境に対応した支援
 - 巡回指導等を通じて、新たな事業展開等の提案、支援、指導を行っていく。
 2. 改正組合法等の周知と中小企業組合支援
 - 改正組合法等の周知と運営面における支援、指導を迅速かつ徹底して行う。
- II. 新たな組織化の推進
 1. 新規組合の設立促進
 - 新たな組織化の発掘・育成を積極的に行う。
 2. 新連携等新たな組織化の促進

「新連携」の連携体の構築支援等積極的に支援を行っていく。

III. 地域中小企業の経営基盤強化

1. 地域資源活用、ものづくりへの支援

「中小企業地域資源活用促進法」に基づく「中小企業地域資源活用プログラム」を活用しつつ、地域にある優れた地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した新事業を創出する中小企業並びに中小企業組合に対して、必要な支援を積極的にを行う。

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく「特定研究開発等計画」の認定と支援策を活用しつつ、当該技術分野の中小企業連携組織と連携し、関連中小企業に対し、積極的な支援を行う。

2. 中小商業・サービス業等の活性化への支援
 - まちづくり三法の新しい枠組みについて周知するとともに、改正中心市街地活性化法等に基づく中心市街地・商業活性化支援施策を活用し、商店街、共同店舗など、中小企業組合組織によって行う事業活動を積極的に支援する。
3. 雇用・労働関係事業の強力な

推進、教育問題への積極的関与
(1) 雇用・労働関係事業の強力な推進

厚生労働省関係の委託事業等を積極的に活用することにより、雇用・労働対策事業を一層強力に推進する。

(2) 産業人育成のための教育への積極的な関与
日本版デュアルシステム等教育関係事業への協力・参画・実施等に積極的に関与していく。

IV. 中央会の指導機能の強化

1. 組合等役員、中央会職員の人材養成
組合等新役員、新事務局職員を対象に組合運営のあり方等について教育する研修会・講習会等を開催とともに、中央会職員に対して研修を実施する。

2. コーディネート機能の強化
国等の、支援策を活用して中小企業の連携活動を積極的にコーディネートしていく事業を展開する。

V. 中小企業組合運動及び広報活動の強力な推進

1. 政策提言活動の強力な推進
中小企業の振興・発展に寄与するため、中小企業運動を積極的に

推進する。

2. 地域経済・産業振興支援の推進
地方自治体、関係機関・団体と連携を取りながら、地域産業振興策の企画立案提案を行っていく。
3. 広報活動の強力な推進

中小企業組合の意義と必要性を積極的にPRするとともに組合員企業の経営革新、効率化に取り組んでいる事例、地域社会に貢献している事例等について、広くマスコミ等を通じて積極的にPRする。

収支予算(案)

〔収入〕

- I 会費46450万円
- II 補助金2億6812万円
- ① 千葉県補助金2億4262万円
- ② 全国中央会補助金114万円
- III 分担金430万円
- IV 受託事業3115万円

〔支出〕

- I 千葉県補助対象事業費2億2725万円
 - II 全国中央会補助対象事業費266万円
 - III 受託事業費3115万円
 - IV 管理費3830万円
- 予備費を含む合計2億9971万円

新時代に沿った中央会活動指針・行動計画が取りまとめられる (全国中央会)

中小企業団体中央会(「中央会」)は、その殆どが昭和30年から31年にかけて設立されて以来半世紀を迎え、今新たな歩みを始めている。

この間、事業協同組合をはじめとする各種中小企業組合の連携組織を通じた中小企業振興を使命とし、組合の設立、組合運営・共同事業等への支援を行い、組合を構成する中小企業者の経営の近代化、合理化、高度化等に努めるとともに、国及び地方公共団体の中企業施策の重要な柱の一つである組織化施策の担い手として、その重責を果たしてきた。

しかしながら、近年、中央会を取り巻く環境は、中小企業基本法改正による中小企業政策の転換、都道府県中央会指導員等の人件費の一般財源化、三位一体改革による税源移譲に伴う中小企業連携組織対策事業に係る都道府県向け国库補助金の廃止、中小企業景況の長期低迷等による会員組合の減少等、非常に厳しい状況にある。

中央会が、今後とも組合をはじめとする中小企業連携組織からは無論のこと、中小企業者、国、地方公共団体及び他の中小企業支援機関等より、従来にもまして期待され、かつ、その使命を果たしていくためには、自らの活動指針・行動計画を確立し、それに即して活動していくことが求められている。

全国中央会では、去る3月に報告書を取りまとめている。以下その概要、抜粋である。

1. 中央会活動指針・行動計画策定にあたって

(1) 中央会活動指針・行動計画策定の目的

これまで、中小企業組合は、各種の共同事業を通じて、中小企業の経営合理化・高度化、取引条件の改善、資金調達の円滑化、経営革新、人材養成、研究開発等、大きな役割を果たすとともに、中小企業政策の受け皿としても機能してきた。今後においても中小企業

振興に寄与するこれら中小企業組合の機能はより一層の充実・強化が求められているとともに、中小企業組合を支援する中央会の存在意義もいささかも減じることがないと確信する。

今後、都道府県中央会並びに全国中央会の活動は、従来のように単に政策に追随するだけではなく、中小企業と組合のニーズを真摯に受け止め、積極的に道を切り開いていくことが肝要と考える。このため、時代に即応した中央会活動指針・行動計画を策定することとした。

2. 中央会の位置づけ

都道府県中央会並びに全国中央会は、「中小企業連携組織の専門支援機関」として位置づけ、組合制度の普及発展及び中小企業、任意グループ等を含めた中小企業全体の健全な発展を図ることを目的とした各種事業を展開することが必要である。

なお、中小企業連携組織が抱え

る課題・問題は、それぞれの組織によって異なり、複雑多岐にわたる。その解決のため、行政をはじめ他の中小企業支援機関との連携や外部専門家を有効に活用するなど、これら外部機関等との連携・連絡を密にして、中小企業連携組織からのあらゆる相談・支援ニーズに対応する体制を整備することが必要である。

都道府県中央会並びに全国中央会は、中小企業連携組織の専門支援機関として、時代の変化に即した各種事業の充実を図り、組合等の中小企業連携組織への支援を通じて、中小企業の振興を図り、地域経済の発展ひいては日本経済の発展に貢献することが求められている。

3. 中央会の支援対象

中央会の支援対象については、組合等がその中核であることはもちろんであるが、経済・社会環境の変化に応じて、中小企業連携組織も組合等に限らずあらゆる連携

組織が出現していることから、都道府県中央会並びに全国中央会は、組合等への指導・支援ノウハウを活かし、中小企業者が関係する社団法人・財団法人、LLP、LLC、NPO、任意グループ、新連携等の中小企業連携組織に対しても支援を行い、地域の中小企業の健全な発展に寄与する事業を展開することとする。

そのため、都道府県中央会の支援対象は、次のとおりとする。

(1) 都道府県中央会の支援対象

- ・ 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・ その他中小企業者によって構成される組合(生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、水産加工業協同組合等)
- ・ 中小企業者が関係する社団法人、財団法人
- ・ 中小企業者で構成される任意グループ、共同出資会社、新連携等の連携組織
- ・ 中小企業者が関係するLLP、LLC、NPO
- ・ 上記の中小企業連携組織の構成員である中小企業者

・ 創業希望者

・ その他中小企業連携組織の設立をめざす中小企業

4. 中央会活動指針

都道府県中央会及び全国中央会は、組合法に規定された組合等に対する事業及び経営の指導事業の精度を高めるとともに、中小企業連携組織に対する指導支援を行うことにより、地域経済・産業振興支援、中小企業の健全な発達を図るため、積極的な事業活動を展開する。

そのため、都道府県中央会並びに全国中央会では、会員団体の大勢を占める組合等への指導・支援の強化を図るとともに、新たな事業分野とも言える「コーディネーター事業」への積極的な取り組みを行うこととする。

(1) 組合等への指導・支援強化

組合等の現状をみると、共同事業の停滞により財政上厳しい状況が続いていたり、組合員ニーズを捉えた新規事業への転換がなかなか果たせない状況にある等停滞している組合が多いのも確かである。組合等は、現状を打破し、更なる発展を目指すためにも組合員の事業ニーズを把握し、既存事業の

再構築、新規事業の創出を図ることが肝要であり、そのためには、中央会がそれぞれの組合の現状を捉えた上での活性化策、事業再構築・新事業の提案等を行うことにより組合を支援していくことが肝要である。

① 中小企業組合の現状把握と指導の実践

中央会指導員が個々に巡回指導等を通じて組合並びに組合員の実態を把握するとともに、中央会職員によるプロジェクトチーム等を編成するなどして、中央会組織として個別組合に対して活性化策、事業再構築等の提案を行うことが必要である。

- ② 地域経済・産業振興支援
 - ③ 改正組合法等の普及と指導
 - ④ 組合役員・事務局、中央会職員の人材教育
 - ① コーディネーター事業への取り組み強化
 - ① 中央会としてのコーディネーター事業への取り組み
- 平成19年度新政策として創設される「中小企業地域資源活用プログラム」など、いわば中小企業のコーディネーター活動が必要な支援策が多くなっている。

都道府県中央会の新たな事業領域として、その役割を果たしていくことが重要である。

② 中央会職員を対象としたコーディネーター養成の実施

5. 都道府県中央会と全国中央会の事業活動

- ① 都道府県中央会の事業活動
- ① 中小企業組合等連携組織への指導・支援
- ② 地域経済・産業振興支援
- ③ 人材養成
- ④ 組合関係の情報収集・提供
- ⑤ 組合等の展示会・見本市等の開催・斡旋
- ⑥ 建議
- ⑦ 財政基盤確立に向けた活動・事業の企画・検討・実践

- ① 都道府県中央会への支援
- ② 全国組合・団体への指導・支援
- ③ 人材養成
- ④ 組合関係の情報収集・提供
- ⑤ 組合等の展示会・見本市等の開催・斡旋
- ⑥ 都道府県中央会に対する指示・建議
- ⑦ 財政基盤確立に向けた活動・事業の企画・検討・実践

6. 行動計画(略)

中小企業地域活用プログラムポータルサイト 「地域資源活用チャンネル」の開設

中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構では、H19年度中小企業政策の柱となる「中小企業地域資源活用プログラム」について、施策内容の周知および各地の中小企業による新たな事業展開を積極的に後押しするため、中小企業ビジネス支援ポータルサイト「J-Net21」に中小企業地域資源活用プログラムのポータルサイト「地域資源活用チャンネル」を、3月15日18時に開設している。

中小企業が、産地の技術、農林水産物、観光資源など各地の魅力あふれる地域資源を活用して行う新たな事業展開に向けて、ホットで有益な情報をワンストップで提供している。

地域資源は全国に数多くあるが、活用されずに眠ったままのものも多くあると思われる。こうした資源を掘り起こし、ビジネスにつなげ、地域の発展や活性化につなげていくチャレンジをバックアップしていく。

【コンテンツ内容】

《地域資源活用マップ》

産地の技術、農林水産物、観光資源など地域資源に関連する各種百選の情報を地図上に明示し、ビジュアル的にわかりやすく紹介している。

《サポーターインタビュー》

地域資源の活用を目指す中小企業の取り組みを支援するキーパーソン「地域中小企業サポーター」が、成功の秘訣についてそれぞれの思いや考えを語っている。

《いきいき活用事例》

すでに地域の魅力ある資源を活用してビジネス展開している全国の中小企業を取り上げ成功の秘訣等をレポートしている。

《地域資源ニュース》

各地のホットな話題や関係省庁の最新施策情報をピックアップして掲載している。

詳細については

地域資源活用チャンネル <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

(問い合わせ先) 中小企業庁経営支援部経営支援課

担当者：滝本、恒藤、小田

電話：03-3501-1763 (直通)

生き生き活用事例 千葉県菓子工業組合 高橋弘之理事長

オレンジ芋のブランド化

住所:千葉市中央区栄町41-3 業種:菓子製造・販売 電話:043-225-0153



ビワやピーナツよりも生産されているサツマイモにこだわった

千葉県産のサツマイモを使ったオレンジ色のスイートポテト。2007年2月から実施された千葉県の観光誘致を図るデスティネーションキャンペーンの効果もあり、発売から売れ行きは順調。「秋に収穫して冷凍保存している芋のペーストが夏にはなくなってしまうかも」（高橋弘之千葉県菓子工業組合理事長）とうれしい悲鳴を上げる。

サツマイモを使った菓子や食品は全国で作られている。独自色を出すために北米原産のオレンジ芋の使用を思いつく。鮮やかな色彩が食欲をそそり、物珍しさが消費者の好奇心を刺激すると予想した。偶然オレンジ芋が千葉県香取市の農家で生産されているのを知り、早速取り寄せた。

甘みや舌触りなど何度も組合員で話し合った結果、ベニアズマとオレンジ芋を50%ずつ配合することに決まった。千葉県産ということで千葉県の旧国名である総（ふさ）を取って「総そだち」という製品名に。



千葉県内全域で製造・販売し、浸透を図る

開発当初に千葉県中小企業中央会から20万円の補助を受けた。現在は地場の食材を使った商品の開発を促す県主催の食料産業クラスターに参加し、開発費用の半額補助を申請している。

目標売上高は初年度3,000万円。「千葉の土産品のほか、贈答品として定着してほしい」と県民に浸透する大切さを強調する。開発メンバー19社の大半は菓子製造業者。直販しているのは2社のみで、流通ルートを使って県内の大手スーパーや百貨店などで販売することがほとんど。「賞味期限が14日しかないから作ってすぐに売れる直販が理想だが…」と話す。

強みは千葉県菓子組合の19社が参加していることだ。北は野田市から南は館山市までが同一規格の均質な商品を作る。県内の限定された地域の商品ではなく、県内全域で製造し販売しているため、商品がいち早く浸透することが期待される。「ベニアズマだけでなく千葉の食材を加工して、同商品をシリーズ化したい」と意欲を見せる。

「まだまだ知名度の低いオレンジ芋のブランド化が、今後の展開の鍵を握る」と予測。緑黄色野菜の栄養素に代表されるβカロチンが通常のイモよりも多く含まれており、健康に良いことをアピールするセミナーを計画している。地域資源を活用したからには、まず県内の消費者に、優れた商品性を広めることが先決という認識だ。

<p>六 事業外費用の部</p> <p>Ⅶ 事業外費用 事業外費用の部合計 × × × 経常利益金額 又は経常損失金額 × × ×</p> <p>八 特別損失の部</p> <p>Ⅷ 特別損失 特別損失の部合計 × × × 特別損失の部合計 × × × 税引前当期純利益金額 又は税引前当期純損失金額 × × ×</p> <p>Ⅸ 税等 計 × × 当期純利益金額 又は当期純損失金額 × × ×</p>	<p>五 事業外収益の部</p> <p>Ⅶ 事業外収益 事業外収益の部合計 × × ×</p> <p>七 特別利益の部</p> <p>Ⅷ 特別利益 特別利益の部合計 × × ×</p>
---	--

〈剰余金処分案様式例〉(非出資商工組合を除く)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	剰余金処分案				
	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日
I 当期末処分剰余金					
1 当期純利益金額 (又は当期純損失金額)				× ×	
2 前期繰越剰余金 (又は前期繰越損失金)				× ×	
3 過年度税効果調整額				× ×	× × ×
II 組合積立金取崩額					
1 会館建設積立金取崩額				× ×	
2 特別積立金取崩額				× ×	× × ×
III 剰余金処分額					
1 利益準備金				× ×	
2 組合積立金					
特別積立金				× ×	
〇〇周年記念事業積立金				× ×	
役員退職給与積立金				× ×	× × ×
3 教育情報費用繰越金					× ×
4 出資配当金					× ×
5 利用分量配当金					
共同購買事業配当金				× ×	
〇〇事業配当金				× ×	× × ×
IV 次期繰越剰余金					× × ×

〈損失処理案様式例〉(非出資商工組合を除く)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	損失処理案				
	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日
I 当期末処理損失金					
1 当期純未処理損失金 (又は当期純利益金額)				× ×	
2 前期繰越損失金 (又は前期繰越剰余金)				× ×	× × ×

II 損失てん補取崩額					
1 組合積立金取崩額					
特別積立金取崩額				× ×	
〇〇周年記念事業積立金取崩額				× ×	
役員退職給与積立金取崩額				× ×	× ×
2 利益準備金取崩額					× ×
3 資本剰余金取崩額					× ×
4 出資金減少差益取崩				× ×	× × ×
III 次期繰越損失金					× ×
1 〇〇積立金取崩額				× ×	
2 基本金取崩額				× ×	× × ×
III 次期繰越損失金					× ×

〈事業報告書様式例〉

(全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所は削除)

※■部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	事業報告書				
	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日
I 事業活動の概況に関する事項					
1 事業年度末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果(当該事業年度における主要な事業活動の内容・経過及び成果を事業ごとに記載)					
2 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況					
3 設備投資の状況(当該事業年度中に実施した設備投資の状況を記載)					
4 業務提携等重要事項の概要(業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合には、その状況を記載)					
5 直前3事業年度の財産及び損益の状況					
6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項(対処すべき課題等、組合の現況に関する状況を記載)					
II 運営組織の状況に関する事項					
1 前事業年度における総会の開催状況(前事業年度中に開催した総会の状況(開催日時、出席組合員数、主な議案の議決状況)を記載)					
2 組合員数及び出資口数の増減(出資口数の区分は適宜変更)					
3 役員に関する事項					
4 職員の状況及び業務運営組織図					
5 施設の設置状況(主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等)					
6 組合の運営組織の状況に関する重要な事項					
III その他組合の状況に関する重要な事項					
1 当該事業年度の末日における主要な事業内容					

平成19年4月1日、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されました。決算関係書類、事業報告書、監査報告書の作成はどのようになりますか。

施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告書の作成が義務づけられました。

これまで、組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告書については、法令上に特段の作成基準が示されていませんでした。これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ（中協法第40条）、具体的な作成基準が定められました。今後改訂を予定している中小企業等協同組合会計基準において修正される可能性があることにご留意ください。

施行規則の施行前に到来した決算期に関しては組合が作成する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案や事業報告書については、この規則に沿って書類を作成する必要はありません。

監査報告については、施行規則に特段の経過措置が設けられていないことから、施行規則（第89条～91条）に基づき作成する必要があります。

省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目を中心にその様式を掲載します。

〈貸借対照表様式例〉（非出資商工組合を除く）

※■部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

貸借対照表
平成 年 月 日

一 資産の部		二 負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	×××	1 支払手形	×××
流動資産計	××××	流動負債計	××××
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産		1 長期借入金	
1 建物及び建物付属設備	×××	固定負債計	××××
有形固定資産計	××××	負債合計	××××
ii 無形固定資産		(三 純資産の部)	
1 特許権	×××	I 組合員資本	
無形固定資産計	×××	i 出資金	
iii 外部出資その他の資産		ii 未払出資金	
1 差入保証金・敷金	×××	出資合計	××××
外部出資その他の資産計	××××	iii 資本剰余金	
固定資産計	××××	1 資本準備金	
III 繰延資産		2 その他の資本剰余金	
繰延資産計	××××	iv 利益用預金	
資産合計	××××	1 利益準備金	
		2 その他の利益剰余金	
		その他の利益剰余金計	
		当期剰余金又は当期損失金	
		前期繰越剰余金	
		又は前期繰越損失金	
		利益剰余金計	
		II 評価・換算差額等	
		1 その他有価証券評価差額金	
		2 その他評価・換算差額等	
		評価・換算差額等計	
		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

(注) (1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。
減価償却累計額 ×××

減損損失累計額 ×××

〈損益計算書様式例〉（非出資商工組合を除く）

※■部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

損益計算表

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

三 事業費用の部		一 事業収益の部	
I 販売事業費用		I 販売事業収益	
計	××	計	××
II 購買事業費用		II 購買事業収益	
計	××	計	××
III 金融事業費用		III 金融事業収益	
計	××	計	××
IV 生産・加工事業費用		V 生産・加工事業収益	
計	××	計	××
V 施設事業費用		V 施設事業収益	
計	××	計	××
VI 保管・運送事業費用		VI 保管・運送事業収益	
計	××	計	××
VII 検査・試験・開発事業費用		VII 検査・試験・開発事業収益	
計	××	計	××
VIII 教育情報事業費用		VIII 教育情報事業収益	
計	××	計	××
IX 福利厚生事業費用		IX 福利厚生事業収益	
計	××	計	××
X 保険業務代理・代行業務費用		X 保険業務代理・代行業務収益	
計	××	計	××
XI ○周年記念事業費		XI ○周年記念事業収入	
計	××	計	××
XII 貸倒引当金繰入			
計	××		
事業費用の部合計	×××	事業収益の部合計	×××
事業総利益金額			
又は事業総損金額	×××		
四 一般管理費の部		二 賦課金等収入の部	
VI 一般管理費		VI 賦課金等収入	
一般管理費の部合計	×××	賦課金等収入の部合計	×××
事業利益金額			
又は事業損金額	×××		

「リサイクル」の目

いま、地球は怒っている！

地球環境の現状

真冬に春一番が春の嵐となって吹き荒れ、春本番の時期に豪雪を伴う吹雪が襲う等、気候変動による異常気象が地球上の各地で頻発し、我々生物の生存基盤を脅かしつつあります。これは明らかに地球環境破壊の一つの現象なのです。

我々は奇跡といわれる高度成長を成し遂げ、物的豊かさを得ましたがそれは地球環境破壊、という代償のお陰（負の遺産）であることを忘れてはなりません。

事業者・企業を筆頭とする社会の構成員全てに、加害者としての責任があることを改めて認識することが必要です。

地球環境問題の流れ

(1) 自然循環 (日本)

戦後しばらくの間（1950年代）まで、自然循環・自然浄化による、自然環境・地球環境にとって平穏な時期がありました。特に、

江戸時代の江戸は歴史に残る資源循環（リサイクル）型社会を形成していました。



（権利）国立国会図書館
瀬戸物焼き雑ざ業者 喜多川守貞「守貞漫稿」より
金属修理業者 喜多川守貞「守貞漫稿」より

江戸時代のリサイクル

(2) 公害問題 (日本)

1960年代後半から70年代にかけて日本経済の高度成長にともない、私達人間の生命・健康・生活環境を侵し、自然環境に害を与える公害問題が発生しました。

公害の種類としては

① 大気の汚染

人間の活動により大気が有害物質で汚染され、人の健康や生

活環境、動植物に悪影響が生じる状態のことです。

② 水質の汚濁

人間の活動により工場等から排出される水（工業排水）や家庭などから出る排水（家庭排水）などが、河川・湖沼・港湾・沿岸海域などの公共用水域に流れ、汚染・汚濁している現象のことを言います。



環境省 ともども環境白書

水 質 汚 濁

③ 土壌の汚染

人間の活動により土壌中に重金属、有機溶剤、農薬、油などの物質が廃棄され、自然環境や人の健康・生活へ影響を及ぼす状態をいいます。

④ 騒音
騒がしくて不快と感じる音のことです。

⑤ 振動

地面又は建物が上下方向、縦横方向に揺れる現象です。

⑥ 地盤の沈下

地盤が圧縮され、沈んでいく現象です。

⑦ 悪臭等

不快な感じをもよおす臭いのことです。

以上、典型7公害が知られています。

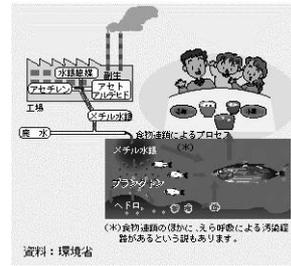
4 大公害病

典型7公害のうち大気汚染、水質汚濁等、企業等の排出する有害物質等により4大公害病が発生しました

① 水俣病

熊本県水俣市の会社の工場から流された水銀が、有機水銀（メチル水銀）となり、生物濃縮で

高濃度になった魚介類を食べた人から発症しました。



水俣病

② 新潟水俣病

水俣病と同様の症状で新潟県阿賀野川下流域で発生し「新潟水俣病」や「阿賀野川有機水銀中毒」とも呼ばれます。

③ イタイイタイ病

岐阜県の三井金属工業の神岡鉱山から出たカドミウムが、神通川下流の水田を汚染し、そこで栽培された米を食べた人々から発症しました。

④ 四日市ぜんそく

三重県四日市市の石油コンビナートの排煙、とくにその中の二酸化イオウのために起きた喘息です。

公害の特長としては

- ① 被害者と加害者の因果関係が比較的明確です。
- ② 地域も限定的です。

(3) 地球環境問題

やがて1990年代に被害者と加害者の因果関係が国境を越え、地球規模での環境破壊が深刻な問題として浮上してきました。

① 地球温暖化問題

二酸化炭素などの“温室効果ガス”の大気中濃度が、急激に増加することで地球の平均気温が上昇するなど気候変動を引き起こすことをいいます

② オゾン層の破壊

地球を取り巻く成層圏オゾン層が、“CFC”（クロロフルオロカーボン、代表的なフロン）などの人工化学物質で破壊される現象です。

③ 酸性雨

工場などから、化石燃料などの燃焼により硫黄酸化物や窒素酸化物が排出され、大気中で、硫酸・硝酸等に変化した、pHの低い酸性の雨のことをいいます。

④ 海洋汚染

海域や海水が化学物質、油脂、廃棄物の投棄等で汚染される現象です。三方が海の千葉県では深刻な問題です。

⑤ 有害化学物質(ダイオキシン)

塩素化合物を含む廃棄物を低温、不完全燃焼すると発生し、毒性はフグ毒の十倍、サリンの百倍、青酸カリの一万倍で人工物質中最強の毒物といわれています。



環境省 こども環境白書

⑥ 環境ホルモン

生体内の正常なホルモン作用に影響を与え、一般的に生物の生殖機能や発生機能に悪影響を及ぼします。(オスのメス化)

⑦ 熱帯雨林の減少

年間日本の半分が消失するといわれ、木材は日本が大半輸入。

⑧ 生物種の減少

急激な環境変化で、年に数万種が絶滅しています。

⑨ 砂漠化

全陸地の1/4が砂漠化の影響を受け、食料不足で餓死者が多発する可能性があります。

⑩ 人口爆発

総人口が2050年には100億になり食料の供給料が大幅に減少します。

⑪ 資源の枯渇等

天然資源の可採推定年数は石油は40年、天然ガス60年といわれ有限で、枯渇します。

いま、地球温暖化が大問題になっていますが、一朝一夕で地球温暖化問題に到達したわけではありません。我々人間の経済活動や、日常生活による長い地球環境破壊の歴史があり、現在に至っていることを忘れてはなりません。

「中小企業診断士

地球温暖化防止活動推進員

布施光義」

県制度融資の制度改正について

県制度融資の大幅な改正が行われた。改正の内容は、(1)資金体系の簡素化 (2)創業資金の融資対象者の拡大及び融資限度額の引き上げ (3)経営革新や創業を目指す企業への利子補給の実施などで、本年4月からの申込受付を適用している。

資金体系の簡素化

区分	新資金名	主な融資対象者	融資利率	旧資金名
一般系	(1) 事業資金	業歴要件該当者	年 % 2.3~2.9	事業振興資金
	(2) サポート短期資金	業歴要件該当者	1.6	短期運転資金
	(3) 小規模事業資金	小規模事業者	2.2~2.8	短期運転資金
チャレンジ系	(4) 創業資金	創業（予定）者及び創業後5年未満の者	2.0~2.4	開業・育成資金
	(5) 挑戦資金	次のいずれかに該当 ○経営革新計画の承認を受けた者 ○情報化推進を行う者 ○事業転換・事業多角化を行う者 ○知的財産を活用する者 ○旧創造法認定を受けた者	2.0~2.6	中小企業活性化支援資金
救済系	(6) セーフティネット資金	次のいずれかに該当 ○セーフティネット保証の該当者 ○売上高が減少している者 ○取引先倒産の影響を受けている者 ○組合員の経営破たん ○特定災害により被害を受けた者 ○知事が特に必要と認める者	2.0~2.6	連鎖倒産防止資金 経済変動対策資金 特別経営安定対策資金 金融環境変化対策資金 災害対策緊急融資資金
	(7) 再生資金	中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定した者	2.4~2.8	企業再生支援資金
その他政策系	(8) 観光施設資金	県が承認する観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行う者	2.2~2.8	魅力ある観光施設づくり資金
	(9) 地域商業資金	小売業を営み、かつ、大型店進出に対応しようとする者		大型店進出対策資金
	【廃止】			工場移転資金

問い合わせ先

県商工労働部経営支援課 043-223-2786

【組合概要】

成田市資源回収協同組合は、空港開港に伴う増大する市当局のゴミ対策に協力する形で昭和58年6月に成田市の再生資源回収業者8名で設立された。

成田市は、人口は約12万人。成田国際空港の玄関口と成田山新勝寺の門前町としてにぎわっている。市ではゴミ減量、資源の再利用等を目指して成田市リサイクルプラザを運営している。組合は、この関連事業を受託している。

リサイクルプラザは、平成10年総工費21億8千万、敷地面積7800平米、粗大ごみ処理施設棟、不用品再生施設棟、貯留棟からなり、再利用できる資源ごみの処理、研修会開催などの啓発活動、家具類や自転車などを再生し、市民に安価で提供する事業も行っている。

組合では、粗大ごみ処理施設棟でスチール缶プレス、アルミ缶プレス、ビン等の選別作業等を行っている。さらに、成田市内のリサイクル回収事業として新聞紙、雑誌、段ボール、ウエス等の集団回収も行っている。受託料は、平成16年度で1億4千万円、平成

成田市資源回収協同組合 大塚 勝彦理事長

◎ おおつか かつひこ 青山学院大学卒、第一物産を経て家業の綿庄商店を継ぐ、平成元年6月成田市資源回収協同組合代表理事就任、平成14年7月千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会会長就任現在に至る。本会理事、73歳



成田市資源回収協同組合

所在地 成田市小泉344-1
代表者 大塚 勝彦
組合員数 7名 出資金 700万円
職員数 26名

地域と連携し 循環型社会の一翼を担う

17年度で1億7千8百万円と推移して組合事業収入の大きな柱となっている。

組合員は、古紙、繊維類、スチール、アルミ、ビン等の一般廃棄物の回収、販売が主な事業であるが北京五輪に向けた需要支えられ、古紙、スチー

ル、アルミ等の販売価格は好調に推移しているようだ。

今後の組合の対応としては、世界に拓くクリーンな市を目指す成田市に協調して成田市リサイクルプラザフリーマーケット、成田市消費生活展、成田市産業まつり等の参加も継続していき、循環型社会の一翼を担うべく、地域住民にもしつかりとアピールしていくこと

とが求められている。

【大塚勝彦理事長の横顔】

このような中で、大塚理事長は、共同事業を通じて組合員の経済的地位の向上をめざすなかで組合員がうるおう組合にしたいと語る。組合の共同施設として2000坪ほどの土地を確保して、ここに資源物の集積場と計量するための台貫、そしてプレスを設置して、組合員が個々では設置が難しい大型施設を構えて、組合員の事業の円滑な推進を図りたいと組合の将来構想をえがく。

理事長は、大学を卒業して、旧財閥系の第一物産に就職、当時の進駐軍の払い下げ鉄くず業務を担当した。その後、家業の綿庄商店を継ぎ、一貫してリサイクル業務に従事してきた。この間、成田祇園祭には欠かさずに参加地域との連携の大切さを実感しているとのことであつた。



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・3月

■味噌製造業 【県内全域】

引き続き減収減益傾向にあり、厳しい経営状況が続いている。

■製材業 【県内全域】

全国木材組合連合会主催の「違法伐採対策推進国際セミナー」が2月末に開催された。日本においては伐採、加工、流通の各段階でそれぞれ証明の連鎖によって「合法材」が生まれるわけであるが、本県で認定を受けている事業者は40社程度に過ぎない。

■印刷 【千葉市】

久しぶりに前年同月比が増加し好転した。一過性を憂いている。選挙需要は8%程度上昇させるといわれていて、県内も若干好転した。

■生コン製造 【県内全域】

景況感を底を打った感覚で民需に支えられており官需の落ち込みが課題である。

■土砂採取業 【県内全域】

羽田空港拡張事業の計画が開始されることにより、建設資材（土砂）の関係で、景況に変化が現れるものと思われる。

■鉄工 【千葉市】

特段変化は見られない。

■機械金属製造他異業種

年明け後は、あまり景況に変化がない。前年度よりは業況は良い。

■建築材料卸売 【県内全域】

特段の変化はない。内需は未だ力強さは感じられない。在庫不足が常態化している。出荷は、想定よりは多いが、前年微減程度続く。

■自動車解体業 【県内全域】

鉄スクラップ市況は相変わらず強含みで推移している。国内電炉メーカーの生産意欲が旺盛なことと、スクラップの輸出が好調なことが原因といわれている。

■食肉卸売業 【県内全域】

多少の動き始めたような状況が見えてきた。

■小売 【柏市】

40,000㎡のSCが2店舗連続で開店し、その影響が、柏駅周辺の大型店、商店会に若干ではあるが出ている。

■小売 【東金市】

商材は、春物での展開だが、極端な気候の変化で購買意欲、減退気味。新入学関連商品の購買時期が後ろにずれている。大手でもかなり力を入れてきているので、早めの展開をしたが、実際の購買時期は品定めが厳しい。

■小売 【野田市】

今月は売上よりも客数の減少が見られ、危機感を感じた月であった。

■電気機器小売 【県内全域】

デジタル関連の困り事相談フリーダイヤルによる支援共同受注を準備中。デジタル関連、特に薄型テレビ単価が低下中である。

■中古車仕入・販売 【県内全域】

直販は横ばい以上に好転（本格的復調は流動的）し、手ごたえなどに不安感はあるがムード的には一時期の深刻な状態からは抜け出たと見る向きが多いが、まだまだ波乱含みのようだ。

■農業機械販売整備 【県内全域】

農政は、品種横断的経営安定対策の実施に伴い集落営農への集中化、法人化等により当業界にとっては、利益率の低下、売り上げ不振、集中化による買い控えが発生し、平成18年度の販売実績は全農機商連の調査結果は前年比95.1%でマイナス4.9%となった。特に、米作は不作で値下がりのダブルパンチである。

■小売・サービス 【習志野市】

春の恒例的な変動（卒業、退職、人事異動）に伴って前月比、一割程度上昇した。

■小売・サービス 【銚子市】

非常に悪い、今年に入ってからますます悪くなっている。

■建設揚重 【県内全域】

引き続き操業度は好調を継続、一部供給不足から価格も上昇傾向にある。

■学習塾 【県内全域】

入塾の季節であるが、出足は昨年同様やや遅れ気味である。しかし、私立中学入試が人気上昇中なので、小学生の成績の高い生徒は、大手の中学受験塾へ集中する。

■ソフトウェア業 【千葉市】

年度末ということもあり全体に良好である。ただし、会社間の格差が広がつつあるように思える。

■建設 【県内全域】

当連合会加入組合員の官公庁からの受注は大幅なプラスであった。

■貨物運送 【野田市】

3月の年度末のため期内に納品すべき商品や引越しが増加するため車両不足が生じている。そのため少々価格が好転している気がする。

お知らせ

平成18年度組合設立指導状況

昨年度に県内で設立された組合は23組合でした。その形態別内訳は協同組合21、企業組合2で1組合あたりの組合員数は10・1名、出資金額は314万円、1組合員あたりの出資金額は31万円であつた。

- ▼以下は、その概要(名称、組合員数、出資金額、代表者名、所在地)
- ▼聖和建設環境協同組合11名、250万円、木村 仁(相市)
- ▼千葉不動産流通協同組合4名、400万円、池谷正幸(千葉市)
- ▼住宅リフォーム事業協同組合4名、100万円、中込友則(相市)
- ▼サングリーン協同組合14名、110万円、山崎隆治(旭市)
- ▼柏建設業協同組合22名、110万円、山田邦明(相市)
- ▼協同組合オートサービス・インターナショナル10名、1000万円、上西園英司(旭市)
- ▼東関東施設園芸協同組合14名、100万円、和田和弘(印旛村)
- ▼丸八出荷事業協同組合4名、100万円、向後 金治(匝瑳市)
- ▼催事企画協同組合4名、

400万円、岡本輝夫(柏市)

- ▼大網白里マリンレジャー事業協同組合4名、400万円、佐山 晋(大網白里町)
- ▼野田市環境保全協同組合11名、110万円、西村 久行(野田市)
- ▼京葉交通安全施設業協同組合8名、160万円、長縄 弘一(千葉市)
- ▼さくら協同組合5名、100万円、三橋 清之(千葉市)
- ▼通信土木技研協同組合5名、500万円、小原 正美(千葉市)
- ▼イー・ジェイ・モード事業協同組合4名、100万円、渡邊 富夫(市川市)
- ▼柏市場総合卸協同組合50名、255万円、古橋 幸彦(市川市)
- ▼企業組合人材サポート4名、500万円、武重 治(市川市)
- ▼東葛住宅建設協同組合10名、500万円、森田 實(我孫子市)
- ▼県北建設業協同組合15名、150万円、宇野澤俊明(野田市)
- ▼企業組合七草12名、283万円、町山慶太郎(船橋市)
- ▼千葉バイオエナジー協同組合4名、100万円、露崎 忠吉(富津市)
- ▼海外建設資材人材協同組合5

名、500万円、岩井二郎(船橋市)

▼東葛運輸事業協同組合8名、1600万円、鞠子 隆(松戸市)

平成19年度千葉県粒子状物質減少装置装着助成事業補助金申請手続きについて

1 補助制度の概要

- (1) 補助対象者
県内において1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者(個人事業者を含む。)及び公益的法人
- (2) 補助対象車種(ディーゼルバス、トラック、特種車)

県内に使用の本拠地があり、補助対象者が保有する車両

- (3) 補助対象装置
八都県市指定粒子状物質減少装置
- (4) 補助対象経費
ア 粒子状物質減少装置本体
イ 付属部品及び取付工賃(自社で装着作業を行う場合は、取付工賃を除く)

- ※ただし、消費税を除く。
- (5) 補助率
装置装着に要する経費の1/4以内

(6) 補助限度額 10万円以内/台

※1事業者当たりの補助限度額は300万円です。

2 申請期間・受付

- (1) 補助金の申請は、次の受付期間内に実施します。

平成19年4月5日(木) ~
平成19年9月28日(金)

問い合わせ

千葉県環境生活部大気保全課
自動車公害対策室事業推進担当
TEL 043-223-3810
FAX 043-224-0949
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1

「千葉県みんなで作る商店街モデル事業について」
商店街再生のモデルを募集します!!

県は、商店街と地域との結びつきをテーマとして、商店街活性化の斬新なアイデアを公募し、事業効果が高いと認められるアイデアを商店街再生のモデルとして、その実現化を支援しています。
この事業は平成15年度~平成18年度に実施された「千葉県商店街地域連携モデル事業」を更に拡充

したもので、商店街が地域で特色や魅力を持った存在になることを目指し、地域で活動するさまざまな団体と連携・協働して実施する事業のアイデアを求めています。

応募されたアイデアのうち選考委員会で採択されたものについては、その事業費のうち最高200万円が助成されます。

応募期間

第1回 平成19年4月5日(木) ~ 平成19年5月21日(月)

問い合わせ

商工労働部経営支援課
電話 043-223-2824
中央会職員異動

退職4月末
総務部 参事 鈴木慶夫
連携支援部 主幹 村井精一

★あやめ祭り

(5月30日~6月28日)
水郷佐原水生植物園(香取市)
水郷筑波国定公園の水と緑を生かした水郷佐原水生植物園では、約6ヘクタールの園内に400品種50万本の花菖蒲の美しい紫色が広がります。
問合せ 香取市商工観光課
TEL 0478-50-1212